

札幌市での新規就農について

1 札幌市の農業の概要

札幌市は、明治の開拓初期から屯田兵が入り、水田や畑の開墾が盛んに行われるとともに、明治9年には北海道大学の前身である札幌農学校が設置されるなど、北方農業の技術供給の拠点として、常に北海道の農業において重要な役割を担ってきました。

戦後は、都市化が進み農地や農家戸数の減少が進みましたが、大都市の有利性を生かし、野菜や花きなどの集約的な栽培、中小家畜などの飼育を中心とする農業への転換を図り、市民に対する新鮮かつ良質な農畜産物の供給という重要な役割を果たしています。

札幌市では、北東部の平野部を中心として、清田区、南区の山間丘陵地帯、手稲区の砂質土地帯など、それぞれの立地条件に合わせた農業生産が行われています。

そのため、生産品目が多種多様に分かれているのが特徴です。

手稲山口では砂地を利用した「サッポロスイカ」や「大浜みやこ」カボチャ、東区や北区、白石区では古くからタマネギの栽培が行われており、札幌の伝統野菜「札幌黄」は現在も栽培されています。そのほか、南区の果樹類の栽培、北区のレタスやブロッコリー、東区のコマツナや清田区のハウレンソウ(ポーラスター)なども有名です。

2 札幌市で就農するメリット・デメリット

メリット	デメリット
● 消費地が近く、新鮮な農作物を提供可能 ● 都市農業の利点を活かした6次産業化などの農業経営	● 農地が少なく、価格が高い ● まとまった農地の確保が難しく、広い面積を必要とする農業は難しい

3 新規就農のパターン

- (1) 親の農業を継承
- (2) 農業法人に雇用されてからの独立就農
- (3) 農家で研修をしてからの独立就農
- (4) 農業法人等で研修をしてからの雇用就農

4 就農するための準備

農業をするにはあらかじめ相応の知識や経験を積み、用地や資金を確保する必要があります。

《農業に関する知識・経験を修得する》

- (1) 農業法人や個人の農家で働く。
- (2) 農業高校や専門学校、農業大学校などで学ぶ。
- (3) 先進農家などのもとの研修する。

《就農資金の目安》

農業用地の取得やトラクターなど農業機械購入のための資金が必要です。

就農の前に自己資金を貯めましょう。必要な金額の目安については下記をご参照ください。
青年等就農資金などの借入れ制度が利用可能な場合もあります。

【就農者の1年目の営農費用(施設野菜平均)】(※農業用地の取得費用含まず)

支出				収入
機械施設等	種苗肥料 燃料等	生活資金	合 計	農産物 売上高
996 万円	274 万円	207 万円	1,477 万円	523 万円

全国新規就農センター 令和6年度新規就農実態調査より

《農地を確保する》

農地の売買、賃借をするためには、農業委員会の許可が必要です。

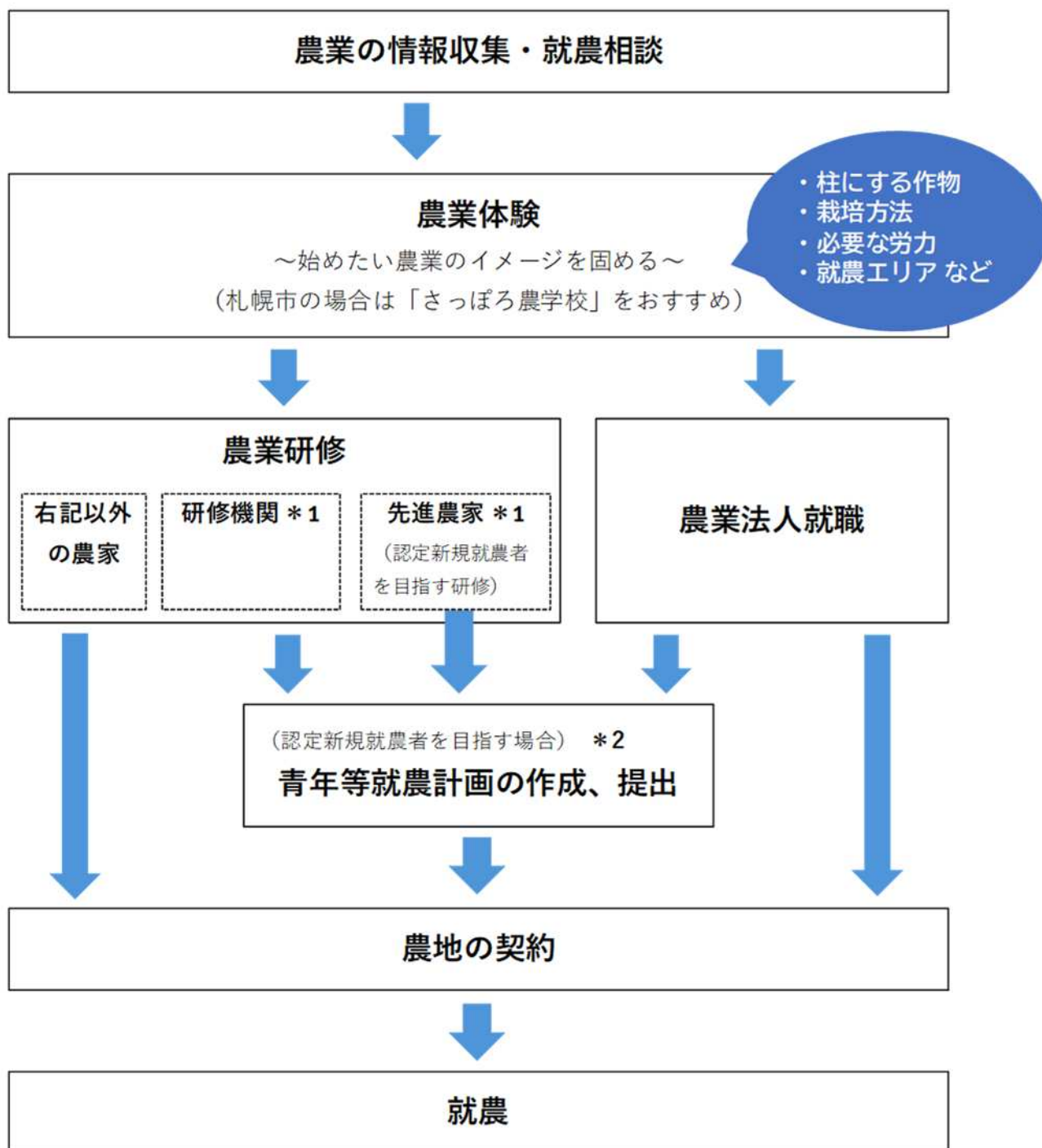
許可の主な要件

- (1) 農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うこと。
- (2) 周辺の農地利用に悪影響を与えないこと。
- (3) 農作業に常時従事すること。
- (4) 地域計画※の農業を担う者として位置づけられること。

※ 地域の農業の将来のあり方や農地の区域等について地域での話し合いを経て定めた計画

売買の場合は他の要件が加わります。要件は状況によって異なるため、詳しくは農業委員会事務局(Tel011-211-3636)にお問い合わせください。

5 就農までの流れ



※1 研修期間中の研修生を資金面で支援する施策として「就農準備資金」があります。

※2 認定新規就農者を資金面で支援する施策として「経営開始資金」、経営発展を支援する施策として「経営発展支援事業」等があります。その他、農業制度資金等の支援措置が設けられています。

※ それぞれ交付要件あり

《就農準備資金》～研修中の助成について～

北海道が認めた研修機関(先進農家・先進農業法人含む)で研修を受ける就農希望者に、最長2年間、月13.75万円(年間最大165万円)を交付する制度。

雇用就農資金で助成を受けた場合は、交付を受けることが出来ません。

主な要件
(1) 就農予定時の年齢が、原則49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること (2) 独立・自営就農又は雇用就農を目指すこと。親元就農を目指すものについては、就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる又は独立・自営就農すること (3) 北海道が認めた研修機関等で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること (4) 常勤の雇用契約を締結していないこと (5) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと (6) 原則として前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が600万円以下であること (7) 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること
注意点
以下に該当する場合は、交付金を返還する必要があります。 ● 適切な研修を行っていない場合 ● 研修終了後1年以内に原則49歳以下で独立・自営就農又は雇用就農しなかった場合 ● 就農を交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合 ● 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合、農業法人の共同経営者にならなかった場合又は独立・自営就農しなかった場合 ● 独立・自営就農者又は親元就農者で5年以内に独立・自営就農する者について、就農後5年以内に<u>認定新規就農者</u>または認定農業者とならなかった場合 ● 必要な届・報告を期限までに提出しなかった場合 ● 虚偽の申請を行った場合

《認定新規就農者制度について》

新たに農業経営を営もうとする青年等が、市町村の基本構想に示された農業経営の目標の達成に向けて経営の基礎を確立するための計画(青年等就農計画)を作成し、市町村から認定を受ける制度。将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進することを目的としています。これらの認定を受けた者に対しては、無利子資金の貸し付け等の支援措置が設けられています。

青年等就農計画
5年後の実現を目指した①「農業経営規模」、②「生産方式」、③「経営管理」、④「農業従事者の態様」に係る大きく4つの目標と、その目標達成のための措置を記載した、新規就農者の就農計画のこと
青年等就農計画を作成することができる青年等
札幌市内において新たに農業経営を営もうとする青年(原則 18 歳以上 49 歳以下) ※ 法人では、これらの者が役員の過半を占める場合
認定の要件
(1) 札幌市の基本構想(農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想)※に照らし適切な計画であること (2) 達成される見込みが確実な計画であること
認定基準の例
● 申請者の意欲や能力、研修内容、農業従事者の経験等から、経営発展に向けた継続的な取り組みがなされ就農後の目標達成が確実と見込まれること ● 主たる従事者1人当たり概ね 240 万円の農業所得を達成する計画であること ● 主たる従事者1人当たりの年間労働時間が 1,800～2,000 時間程度となること
認定までの流れ
【青年等】青年等就農計画の作成 →【札幌市を含む関係機関】事前面談 →【青年等】認定申請、【札幌市】審査 →【青年等】(認定を受けると)認定新規就農者となる

※ 札幌市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/keieisienn/documents/nogyokihonkoso0511.pdf>

農業経営基盤強化促進法に基づき、北海道農業経営基盤強化促進基本方針に即して策定しています。



《経営開始資金》～農業経営が軌道に乗るまでの資金～

認定新規就農者に対し、農業経営を始めてから経営が安定するまでの最大 3 年間、月最大 13.75 万円(年間 165 万円)を定額交付する制度。※夫婦ともに就農:1.5 人分交付

主な要件
(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 49 歳以下の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること (2) 独立・自営就農であること ① 農地の所有権又は利用権を対象者が有している ② 主要な機械、施設を対象者が所有又は貸借している ③ 生産物や生産資材等を対象者の名義で出荷・取引している ④ 対象者の農産物等の売上や経費支出などの経営収支を対象者の名義で通帳及び帳簿で管理している (3) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと (4) 原則として前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が 600 万円以下であること
注意点
以下に該当する場合は、交付停止になります。 ● 前年の世帯所得が600 万円(本事業資金含む)を超えた場合 ● 農業経営を中止、休止した場合 ● 必要な報告を定められた期間内に行わなかった場合 ● 青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと判断した場合 また、停止事項に該当した場合、虚偽の申請等を行った場合、交付期間と同期間以上営農を継続しなかった場合は、交付金を返還する必要があります。

《経営発展支援事業》

経営開始2年目までの認定新規就農者に対する補助制度。機械(軽トラ除く)・施設、家畜導入、果樹改植、リース料等が対象事業。

北海道での補助対象事業費上限は 500 万円、補助率は 75/100。

主な要件
(1) 独立・自営就農する認定新規就農者であること (※詳細は「経営開始資金」と同様) (2) 雇用就農資金及び経営継承・発展等支援事業による補助金の交付を受けていないこと (3) 本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること

《青年等就農資金》

認定新規就農者の経営開始を応援する無利子の資金です。対象事業は、経営改善資金計画書を作成し、札幌市農業金融制度総合推進会議の認定を受けたものに限られます。

融資機関	日本政策金融公庫
貸付限度額	3,700 万円
償還期限	17 年以内
金利	無利子
資金の使いみち	青年等就農計画の達成に必要な次の資金 ● 農業資材などの経費 ● 施設・機械など ● 家畜導入・果樹育成など ● 借地料などの一括支払い
備考	農地等の取得費用は対象外

6 札幌市における新規就農の状況

平成 28(2016)年度～令和7(2025)年度に独立就農した新規就農者…21 組(22 人)

※ 令和3年度2名、令和4年度0名、令和5年度4名、令和6年度2名、令和7年度1名

※ 夫婦での就農が1組、農家出身者が4組、男女比:9:1

(1) 営農区

南区	北区	西区	東区	清田区	中央区
8戸	6戸	2戸	2戸	2戸	1戸

(2) 就農時の年齢

20歳代	30歳代	40歳代
2人	12人	8人

(3) 面積

30～50a	51～100a	101～200a	201a～
6戸	6戸	6戸	3戸

(4) 新規就農者の主な営農作物

- 施設野菜： ミニトマト、イチゴ など
- 露地野菜： チンゲン菜、トウモロコシ、さつまいも、タマネギ、ネギ、レタスなど
- 果 樹： サクランボ など

(5) 営農内容(例)

- ミニトマトを栽培し、単価契約して出荷。
- 葉菜類を栽培し、市場に出荷。
- トウモロコシやさつまいもの栽培・加工を行い、直売所で販売。
- イチゴやさくらんぼの体験型農場を経営。

7 参考情報

○ さっぽろの農業

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/jigyou/genkyou.html>

札幌市の農業概要、農政部・農業委員会の事業・制度などを紹介しています。



○ さっぽろ農学校（R8年度の募集は終了しました）

<https://www.satoland.com/publics/index/375#block1248-5542>

さっぽろ農学校(入門コース、専修コース、特別専修コース)などを紹介しています。



○ 問い合わせ先一覧

札幌市農業支援課	TEL011-211-2416
札幌市農業委員会	TEL011-211-3636
北海道農業公社	TEL011-271-2255
北海道農業会議	TEL011-281-6761
石狩農業改良普及センター	TEL0133-23-2146
札幌市農業協同組合(営農販売課)	TEL011-782-8130